

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第4号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年静岡県規則第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>法第4条第2項又は第3項</u>の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、それぞれ様式第1号又は様式第1号の2による免許申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u>を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>法第4条第3項</u>の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、それぞれ様式第1号又は様式第1号の2による免許申請書に、<u>次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）</u>を添えて、これを知事に提出しなければならない。 <u>ただし、第13条第1項の規定により同項第1号から第3号までに掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を指定試験機関に提出した場合で、当該書類に記載された内容と様式第1号又は様式第1号の2による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号及び第4号に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>次のアからウまでのいずれかに掲げる書類</u></p> <p>ア <u>法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書</u></p> <p>イ <u>知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証す</u></p>

2 前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「建築士免許証用写真」という。）2枚を添えなければならない。

3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1項の免許申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

（免許証の書換え交付）

第5条の2 （略）

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、建築士免許証用写真を添付した書換え交付申請書に、その免許証又は免許証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

3 （略）

（指定登録機関への書類の交付）

第10条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を

るに足る書類

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(4) 様式第1号の3による実務経歴書及び様式第1号の4による実務経歴証明書

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、様式第1号又は様式第1号の2による免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて、これを知事に提出しなければならない。

3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

（免許証の書換え交付）

第5条の2 （略）

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、建築士免許証用写真を貼付した書換え交付申請書に、その免許証又は免許証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

3 （略）

（指定登録機関への書類の交付）

第10条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を

記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第2条、第3条、第5条から第6条まで、第7条第5項、第8条及び第10条の2の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「それぞれ様式第1号又は様式第1号の2」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、同条第2項中「縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル」とあるのは「指定登録機関の定める大きさ」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、第3条第1項中「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証」とあるのは「指定登録機関の定め

記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第2条第1項及び第2項、第3条、第5条から第6条まで、第7条第5項、第8条並びに第10条の2の規定の適用については、これらの規定 (第2条第1項及び第2項を除く。)中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項及び第2項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、第2条第1項中「それぞれ様式第1号又は様式第1号の2」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、「と様式第1号又は様式第1号の2」とあるのは「と指定登録機関の定める様式」と、「様式第1号の3」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、「様式第1号の4」とあるのは

る様式による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、「「免許証」とあるのは「「免許証明書」と、第5条の2（見出しを含む。）中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第1項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証明書」という。）」とあるのは「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証」という。）又は免許証明書」と、同条第2項中「法第5条第3項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定より読み替えて適用される法第5条第3項」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、同条第3項及び第6条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書」とあるのは「建築士免許証明書用写真を添付した免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許を取り消したとき又は前条第4項の規定による届出があつたとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第10条の11の規定により第7条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第10条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

「指定登録機関の定める様式」と、同条第3項中「縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートル」とあるのは「指定登録機関の定める大きさ」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、第3条第1項中「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証」とあるのは「指定登録機関の定める様式による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、「「免許証」とあるのは「「免許証明書」と、第5条の2（見出しを含む。）中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第1項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証明書」という。）」とあるのは「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証」という。）又は免許証明書」と、同条第2項中「法第5条第3項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定より読み替えて適用される法第5条第3項」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、同条第3項及び第6条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書」とあるのは「建築士免許証明書用写真を添付した免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許を取り消したとき又は前条第4項の規定による届出があつたとき」とあるのは「知事が

(学科の試験の免除)

第11条の3 学科の試験（他の都道府県知事が行つたものを含む。次項において同じ。）に合格した者については、その申請により、当該学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回の試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、第13条に規定する受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添えて行うものとする。

(受験申込書)

第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由があ

免許を取り消したとき又は第10条の11の規定により第7条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第10条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

(学科の試験の免除)

第11条の3 学科の試験（他の都道府県知事が行つたものを含む。次項において同じ。）に合格した者については、学科の試験に合格した二級建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(受験申込書)

第13条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合におい

る場合においては、これに代わる適当な書類)

(2) 法第15条第3号に該当する者にあつては、同号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(3) 法第15条第2号に該当する者、同条第3号に該当する者 (同条第2号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者に限る。)又は同条第4号に該当する者にあつては、建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

(4) (略)

2 (略)

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第15条の8 (略)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

3 (略)

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第26条 法第26条の3第1項の規定に基づき知事が指定する者 (以下「指定事務所登録機関」という。)が、法第26条の3第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第18条から第21条まで及び第23条から第25条までの規定の適用については、第18条中「様式第5号〇」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第19条中「様式第6号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第20条中「様式第7号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」

ては、これに代わる適当な書類)

(2) 法第15条第2号に該当する者にあつては、同号の規定により同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(3) 法第15条第2号に該当する者 (同条第1号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者に限る。)又は同条第3号に該当する者にあつては、建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

(4) (略)

2 (略)

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第15条の8 (略)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第13条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添えなければならない。

3 (略)

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第26条 法第26条の3第1項の規定に基づき知事が指定する者 (以下「指定事務所登録機関」という。)が、法第26条の3第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第18条から第21条まで及び第23条から第25条までの規定の適用については、第18条中「様式第5号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第19条中「様式第6号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第20条中「様式第7号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」

と、第21条中「様式第8号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第23条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第24条中「様式第9号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第25条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、同条第1項中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、「同条各号に掲げる書類」とあるのは「登録簿及び法第23条の9第3号に掲げる書類（省令第20条の4に規定する書類に限る。）」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

と、第21条中「様式第8号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第23条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第24条中「様式第9号」とあるのは「指定事務所登録機関の定める様式」と、第25条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、同条第1項中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、「同条各号に掲げる書類」とあるのは「登録簿及び法第23条の9第3号に掲げる書類」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（第1面）

二級建築士免許申請書

私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 年 月 日				
静岡県知事 氏 名 様				氏 名 (自 署)
ふりがな 氏 名		生年 月 日	年 月 日生	写真 1 縦 4.5cm、横 3.5cm の写真の裏面に氏名 及び撮影年月日を記 入してのりで貼り付 けてください。 2 貼付した写真は免許 証に転写されます。
本 籍		性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現 住 所	〒 電話			
試 験	二級建築士試験に合格した年 年			
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号	号
登録申請区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 実務 <input type="checkbox"/> 4 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 合のみ記入 学歴により申請する場	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了） 年月	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
2 学歴+実務により申請 する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了） 年月	建築実務経験期間の 合計
			年 月入学 年 月卒業（修了）	年 月
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
3 実務により申請 する場合のみ記入	建築実務経験期間の 合計			
	年 月			
4 第5項により申請 する場合のみ記入	免許の名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(第2面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで			
	5 精神の機能の障害により二級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>			
※審査		静岡県収入証紙欄 (消印しないでください。)			
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号	

注意 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第1号の2 (第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)
(第1面)

木造建築士免許申請書

<p>私は、木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (自 署)</p> <p>静岡県知事 氏 名 様</p>				
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生	<p style="text-align: center;">写真</p> <p>1 縦 4.5cm、横 3.5cm の写真的裏面に氏名 及び撮影年月日を記 入してのりで貼り付 けてください。 2 貼付した写真は免許 証に転写されます。</p>
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所	〒 _____ 電話 _____			
試験	木造建築士試験に合格した年 _____ 年			
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号	号
登録申請区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 実務 <input type="checkbox"/> 4 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 合のみ記入 学歴により申請する場	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴+実務により申請 する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
3 実務により申請 する場合のみ記入	建築実務経験期間の 合計			
	年 月			
4 第5項により申請 する場合のみ記入	免許の名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(第2面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある□ ない□ 年 月 日			
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある□ ない□ 年 月 日			
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある□ ない□ 年 月 日			
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある□ ない□ 年 月 日から 年 月 日まで			
	5 精神の機能の障害により木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□ いいえ□			
※審査		静岡県収入証紙欄 (消印しないでください。)			
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号	

注意 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第1号の2の次に次の2様式を加える。

様式第1号の3 (第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)
実務経歴書

[記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、二級建築士免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書^{本造}を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 _____
(自 _____ 署)

静岡県知事 氏 名 様

勤務先等			
勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)
年月～年月	年月数		
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計
			年 月
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
※審査			

注意 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第1号の4（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

実務経歴証明書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

証明者 ㊟

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した ^{二級} 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 虚偽の証明を行つた場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

附 則

- 1 この規則は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日（令和2年3月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第2条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前に行われた直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第11条の3の規定の適用については、なお従前の例による。